

第四号の二様式

有価証券届出書(1)

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名
代表者の役職氏名(2)
署 名
本店の所在の場所
代理人の氏名又は名称(3)
署 名(4)
代理人の住所又は所在地
事務連絡者氏名(5)
連絡場所
電話番号

印

届出の対象とした募集又は売出し

募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称

募集(売出)外国投資信託受益証券の金額(6)

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名 称 所在地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

第一部 証券情報

- (1) ファンドの名称
- (2) 外国投資信託受益証券の形態等(7)
- (3) 発行(売出)数(8)
- (4) 発行(売出)価額の総額(9)
- (5) 発行(売出)価格(10)
- (6) 申込手数料(11)
- (7) 申込単位
- (8) 申込期間
- (9) 申込取扱場所(12)
- (10) 払込期日
- (11) 払込取扱場所(13)
- (12) その他(14)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

- (1) ファンドの目的及び基本的性格(15)
- (2) ファンドの沿革(16)
- (3) ファンドの仕組み(17)
- (4) ファンドに係る法制度の概要(18)
- (5) 監督官庁の概要(19)

2 投資方針

(1) 投資方針(20)	
(2) 投資対象(21)	
(3) 運用体制(22)	
(4) 分配方針(23)	
(5) 投資制限(24)	
3 投資リスク(25)	
4 手数料等及び税金(26)	
(1) 申込手数料(27)	
(2) 買戻し手数料(28)	
(3) 管理報酬等(29)	
(4) その他の手数料等(30)	
(5) 課税上の取扱い(31)	
5 運用状況	
(1) 投資状況(32)	
(2) 運用実績(33)	
純資産の推移(34)	
分配の推移(35)	
収益率の推移(36)	
(3) 販売及び買戻しの実績(37)	
6 管理及び運営	
(1) 資産管理等の概要	
資産の評価(38)	
申込(販売)手続等(39)	
買戻し手続等(40)	
保管(41)	
信託期間(42)	
計算期間(43)	
その他(44)	
(2) 開示制度の概要(45)	
(3) 受益者の権利等	
受益者の権利等(46)	
為替管理上の取扱い(47)	
本邦における代理人(48)	
裁判管轄等(49)	
第2 ファンドの経理状況(50)	
1 財務諸表	
(1) 貸借対照表(51)	
(2) 損益計算書(52)	
(3) 投資有価証券明細表等(53)	
投資株式明細表(54)	
株式以外の投資有価証券等明細表(55)	
投資不動産明細表(56)	
その他資産明細表(57)	
借入金明細表(58)	
2 ファンドの現況(59)	
純資産額計算書	
	平成 年 月 日
資産総額	
負債総額	

純資産総額 ()

発行済数量

1 単位当たり純資産額 (/)

第 3 その他(60)

第 4 外国投資信託受益証券事務の概要(61)

第三部 特別情報

第 1 管理会社の概況

1 管理会社の概況 (62)

2 事業の内容及び営業の概況(63)

3 管理会社の経理状況(64)

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書

4 利害関係人との取引制限(65)

5 その他(66)

第 2 その他の関係法人の概況(67)

1 名称、資本の額及び事業の内容(68)

2 関係業務の概要(69)

3 資本関係(70)

第 3 投資信託制度の概要(71)

第 4 外国投資信託受益証券の様式(72)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

g 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

h 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第四号様式の「記載上の注意」(1) e に準じて記載すること。

i 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする外国投資信託受益証券に係るファンドの状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書(以下この様式において「継続開示書類」という。)と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。

この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書の末尾に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の

見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

(3) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものの氏名又は名称を記載すること。

(4) 署名

代理人が法人である場合には、その代表者が署名すること。

(5) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者であって、関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

(6) 募集（売出）外国投資信託受益証券の金額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資信託受益証券の当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(7) 外国投資信託受益証券の形態等

a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。

b 当該届出に係る外国投資信託受益証券について、届出会社（発行者たる外国投資信託受益証券のファンドの管理会社をいう。以下この様式において同じ。）をいう。以下この様式において同じ。）の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

(8) 発行（売出）数

当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資信託受益証券の当該募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。

(9) 発行（売出）価額の総額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資信託受益証券の当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(10) 発行（売出）価格

a 申込単位1単位当たりの「発行価格」又は「売出価格」を記載すること。

なお、「発行価格」又は「売出価格」が変動する場合には、具体的な「発行価格」又は「売出価格」についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(11) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、具体的な手数料の金額又は料率の記載に代えて、手数料の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(12) 申込取扱場所

申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所の投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(13) 払込取扱場所

払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所の投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(14) その他

- a 申込証拠金がある場合には、その旨、申込証拠金の利息、申込証拠金のファンドへの振替、その他必要な事項を記載すること。
- b 申込みの方法、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
- c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国投資信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

(15) ファンドの目的及び基本的性格

- a 約款（これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載されたファンドの目的、信託金の限度額及び基本的性格について具体的に記載すること。
- b ファンドの特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(16) ファンドの沿革

設立経緯、基本的性格の変更、証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。

(17) ファンドの仕組み

- a ファンドの仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。
- b 管理会社及びファンドの関係法人（受託会社、ファンドの運用の指図の権限又は運用の権限を委託する場合の当該委託先、資産保管会社、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称（販売会社については記載しないことができる。）及びファンドの運営上の役割並びに管理会社が関係法人と締結している契約等の概要について分かりやすく記載すること。
- c 管理会社の概況（設立準拠法、事業の目的、資本の額（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についてのその氏名又は名称、住所、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率）等）を記載すること。

(18) ファンドに係る法制度の概要

準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。

(19) 監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

(20) 投資方針

ファンドの運用の関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(21) 投資対象

- a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。
- b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。

(22) 運用体制

ファンドの運用体制（組織、当該ファンドの運用に関する部内規則等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(23) 分配方針

約款に規定された分配方針を記載すること。

(24) 投資制限

- a 法令又は約款に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。
- b 信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

(25) 投資リスク

- a ファンドのもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。

b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(26) 手数料等

投資者が申込みから買戻しまでの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金は除く。以下この様式において「手数料等」という。）の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(27) 申込手数料

申込に係る手数料について、手数料の金額又は料率及びその徴収方法を記載すること。

(28) 買戻し手数料

買戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率及びその徴収方法を記載すること。

(29) 管理報酬等

ファンドから支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。

(30) その他の手数料等

ファンドに係る手数料等のうち(1)から(3)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又料率及びその徴収方法を記載すること。

(31) 課税上の取扱い

分配金、買戻代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。

(32) 投資状況

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（ファンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。

(33) 運用実績

運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

(34) 純資産の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び外国投資信託受益証券1単位当たりの純資産額（以下この様式において「基準価額」という。）を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。

なお、当該外国投資信託受益証券が証券取引所に上場されている場合には、証券取引所の市場相場及び当該証券取引所の名称を付記すること。

(35) 分配の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、外国投資信託受益証券1単位当たりの分配の額を記載すること。

(36) 収益率の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、収益率（計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」という。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数）を記載すること。

(37) 販売及び買戻しの実績

有価証券届出書提出日の直近 10 計算期間（6 月を 1 計算期間とするファンドにあっては、20 計算期間）について、各計算期間ごとに、設定総額又は設定数量及び買戻し総額又は買戻し数量（本邦内における設定又は買戻しの実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。

(38) 資産の評価

基準価額についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(39) 申込手続等

- a 外国投資信託受益証券の申込についてその手続及び受渡方法を記載すること。
- b 積立方式による販売、生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
- c 外国投資信託受益証券 1 単位当たりの販売価格が基準価額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(40) 買戻し手続等

- a 外国投資信託受益証券の買戻しについてその手続及び受渡方法を記載すること。
- b 外国投資信託受益証券 1 単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(41) 保管

外国投資信託受益証券の保管に関する事項を記載すること。

(42) 信託期間

ファンドの存続期間について記載すること。

(43) 計算期間

ファンドの計算期間（第 23 条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について記載すること。

(44) その他

- a ファンドの解散又は償還条件等について記載すること。
- b 約款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。

(45) 開示制度の概要

ファンドの設立及び運営が行われている国における監督官庁、株主（受益者等）に対する開示（公告を含む。）内容、方法、頻度等について記載すること。

(46) 受益者の権利等

分配金の受領権、償還金の受領権、当該外国投資信託受益証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。

(47) 為替管理上の取扱い

配当金（分配金）、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。

(48) 本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国投資信託証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第 9 条に規定する代理人をいう。）との関係について記載すること。

(49) 裁判管轄等

当該外国投資信託証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。

(50) ファンドの経理状況

- a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第 3 条に規定する監査報告書をいう。

以下この様式において同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。以下この様式において同じ。)は該当する財務書類の直前に添付すること。

- b 以下の「記載上の注意」により難いやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第127条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。

(51) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。

(52) 損益計算書

- a 最近2計算期間について記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、印を付記すること。

(53) 附属明細表

最近計算期間の附属明細表を示すこと。

(54) 投資株式明細表

- a 投資株式については、発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、業種、数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)及び投資比率を記載するとともに、業種別の投資比率を記載すること。
- b 非上場証券及び他の外国投資信託証券については、その旨を記載すること。

(55) 株式以外の投資有価証券等明細表

- a 株式以外の有価証券については、発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別並びに公社債等の種類別、その他の有価証券の種類別及び有価証券以外の投資運用資産の種類別に区分し、銘柄ごとの銘柄の名称、数量、金額(簿価及び時価)及び投資比率を記載すること。
- b 他の外国投資信託有価証券についてはその旨、特殊な有価証券についてはその内容を記載すること。

(56) 投資不動産明細表

投資不動産について、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別、所有・それ以外の別等、価格(規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(57) その他資産明細表

- a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
- b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格(簿価及び時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率を記載すること。
- c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容(種類、存続期間等)及び当該権利の目的物の内容((54)、(55)又は(56)に掲げる事項)を記載すること。
- d 投資資産がcに掲げる権利以外の権利である場合には、cに準じて記載すること。

(58) 借入金明細表

借入先ごとに、最近2計算期間の前期末残高、当期増加額、当期減少額、当期末残高、利率、返済期限を記載すること。

(59) ファンドの現況

有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。

(60) その他

当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(61) 外国投資信託受益証券事務の概要

当該外国投資信託証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 受益者等名簿の閉鎖の時期
- c 受益者等に対する特典
- d 外国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
- e その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(62) 管理会社の概況

- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の管理会社の資本の額、管理会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近5年間における資本の額の増減についても併せて記載すること。

- b 管理会社の機構について記載すること。なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。

(63) 事業の内容及び営業の概況

外国投資信託受益証券の管理会社が複数のファンドを運用している場合には、ファンドの設立又は運用が行われている国別及びファンドの種類別（基本的性格）の本数及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額の合計額を記載すること。

(64) 管理会社の経理状況

- a 外国投資信託受益証券のファンドの管理会社の最近2事業年度における財務書類について記載すること。
- b 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは、該当する財務書類の直前に添付すること。
- c 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第127条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合には、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）別紙様式第8号中「(二)経理の状況」に準じて記載すること。

(65) 利害関係人との取引制限

当該ファンドの届出会社及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(66) その他

- a 約款の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。
- b 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(67) その他の関係法人の概況

資産保管会社及び販売会社については、本邦内にあるものを除き、主要なものについてのみ記載すること。

(68) 名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(69) 関係業務の概要

ファンドの運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

(70) 資本関係

届出会社と他の関係法人との資本関係を記載すること。

(71) 投資信託制度の概要

届出会社の属する国、州等における投資信託制度全般にわたり、投資信託の種類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、株主（受益者等）の権利の差異等その概要について記載すること。

(72) 外国投資信託受益証券の様式

当該外国投資信託証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。